

沖縄の反基地運動を主導した女性たち ―米軍の性暴力に抗して―

宮城 晴美（沖縄女性史家）

敗戦後の米軍支配以来、沖縄の人々は人権・自治の確立を求めて反米・反基地運動を繰り返してきた。街には米兵が繰り出し、常に女性の人権が脅かされ続けた時代だ。しかし、男性主導の平和運動はそれを黙過した。米軍基地問題が女性の視点から問われるのは米軍支配から50年目のこと。米兵による性暴力事件を直視し、問題解決に取り組んできた女性たちの運動は、女性の人権・尊厳の回復のみならず、日米同盟に翻弄される沖縄の自治にも影響を与えた。

剥奪された沖縄の人権と自治権

沖縄戦終結から80年。「戦後」という時代の区切りが当たり前のように言われているが、米軍が駐留し続け、自衛隊の基地拡張が進む沖縄の現状は、「戦後」と表記するには割り切れない問題が多すぎる。とりわけ女性にとって「戦争、はまだ終わっていないと言っても過言ではないだろう。アジア・太平洋戦争末期の1945（昭和20）年3月末にはじまる米軍上陸以来今日まで、米兵による女性への性暴力が起り続けているからだ。

沖縄を占領した米軍は、怪我した住民を看護し、食べ物を与える一方で、避難している女性を次々に襲っていった。住民が居住地にもどってからも、農耕中や歩行中、あるいは民家に侵入して米兵は家族の面前で女性への性暴力を繰り返した。また、女性を要求し断られた腹いせに民家に放火したり、助けにきた警察官に発砲して殺す事件も相次いだ。沖縄人には人権も自治権もなく、全くの無法地帯だった。被害にあっても訴えない人が大勢いることで、琉球警察が「恥じずに届けよ」と事件の再発防止に向けて再三呼びかける新聞記事も

目にする⁽¹⁾。しかしながら、「外国人賠償請求法」を適用した過去にさかのぼる被害補償のための面談で、「真実を申し上げられないと泣き伏した」り、「外聞をはばかり無言のまま足早に立ち去った婦人」「中には恥部等筆舌耐えがたく事件概要を繕ってあげた」⁽²⁾という元沖縄県職員による記述からも想像できるように、被害女性がたとえ警察官の呼びかけや補償金のための面談に応じても、男性を前に自らの心身の傷を容易に語られるはずがなかった。

米軍統治下の沖縄では、長期にわたる占領政策を目的に、アメリカ政府が出先機関として設置した「琉球列島米国民政府」（以下、米国民政府という）によって施政権のすべてが掌握され、沖縄住民側の行政府である琉球政府や立法院（議会）は、米国民政府が出す布令や布告、指令によって機能させられていた。したがって沖縄に自治はなく、米国民政府に提出した法案や決定事項が米軍に不利な場合は、いとも簡単に拒否権が行使された⁽³⁾。

このような状況のなか、レイプ事件に対しても琉球警察⁽⁴⁾は骨抜きにされていた。それというのも、米国民政府が出した布令「琉球民警察の逮捕権」⁽⁵⁾が以下のようになっていたからである。

①琉球政府警察局所属警察官は、米軍法に服すべき者（軍属・軍雇用者を含む）が、本人の面前又は視界の中で、人体に損傷を与えたり財産に甚大な損失を与える罪を犯し、（中略）若しくは犯人がなお現場近くにおり本人がその犯人であると確かめ得る時で、米官憲が居合わせない時は、これを逮捕する権限を有する（人に対する犯罪とは過失致死、強姦、強盗、鶏姦罪等）。

②逮捕するときは、米陸・海・空軍の憲兵隊

等に、逮捕状況明細報告書と共に犯人を引き渡さなければならない。

つまり、沖縄の警察官の眼前で起こった現行犯逮捕のみが可能で、訴えや目撃情報では逮捕できないということになる。もっとも、この布令以前の、逮捕権が明文化されていなかった時期があったことを考えると、これでも前進したと言えるのかも知れない。しかし、逮捕状況明細報告書の提出といっても犯罪者は銃を持っており、事件の対応に当たった警察官の殉職が相次いだ⁽⁶⁾となると、逮捕が容易でなかったことは想像に難くない。米軍側は27年間も布令・布告で好き勝手な占領政策を進め、加害者の処罰についても沖縄の人が知る機会はほとんどなかった⁽⁷⁾。

女性の人権に無関心の反米行動

こうした状況のなかで、沖縄の人びとは自治権と人権の確立を求めて大国の占領者を相手にさまざまな運動を展開していった。そのなかには、教職員会や婦人連合会を中心に幼女・少女への性暴力、殺人に対する人権擁護の取り組みと米軍への抗議があり、また基地で働く女性や女子高校生が襲われた事件に対しても、地元住民や女性団体による抗議行動などがあった。しかしながら、おびただしく起こり続けた一般女性、飲食店女性従業員の性被害や、ベトナム戦争下で凶悪化した、帰還兵による強姦・殺人事件への抗議にまでは至らず、加害者も不明のまま多くの女性たちが泣き寝入りを強いられた。

一方、沖縄の運動史のなかでも、大きなうねりとして特筆されてきたのが軍用地料の一括払いなどに抗議する「島ぐるみ土地闘争」や、人権・自治を求めた沖縄県祖国復帰協議会の日本への復帰運動、さらに米憲兵隊による米軍車両事故処理をめぐる「コザ騒動」などである。ところが、男性主導の反米行動には、女性の性被害への言及はほとんどなかった。米軍を相手に沖縄人としての人権の確立を求めても、女性の人権、尊厳の回復要求は男性たちの眼中にはなかったようだ。性に対するジェンダー秩序は言うまでもなく、沖縄の伝統的、家族制度、いわゆる女性軽視の家父長制社

会に阻まれたとしか言いようがない。

沖縄の人びとがまがりなりにも人権を獲得し、日本国の一地方自治体としてのポジションを得るのは、1972（昭和47）年5月、沖縄の施政権（行政・司法・立法）が日本に返還されてからのことである。しかし米軍基地はさらに増強され、性犯罪も後を絶たない。それどころか、後述するように、日米地位協定が沖縄にも適用され、事件・事故に対する米兵の不処罰も続いてきた。

1980年代に入り、米軍基地周辺で売春せざるを得ない女性たちの相談に関わってきた女性グループが、レイプ被害者の支援にも乗り出した。売春の動機はさまざまあるが、過去にレイプされたことで自身の価値をおとしめ、売春に走るケースが多々あったからだ。悪いのは加害者であるのに、被害者を責める理不尽な社会が彼女たちを売春に追い込んだともいえる。こうした女性たちをサポートしながら、女性グループは米兵による性暴力事件が起こるたびに抗議の声を上げ、米軍基地の撤退を求めてきた。しかしながら、メディアが報ずることはなく、記者のなかには、被害に遭った女性の「自己責任」を問う声さえあったほどだ。また、抗議の声をあげる女性たちに「基地問題を女性問題に矮小化するな」と言い放った活動家もいたと聞く。ジェンダー平等にほど遠い、一部男性の意識の低さに辟易させられたが、米軍基地問題が全県的に女性の人権の視点から問われるようになるのは、不幸な事件だが1995年の米兵による少女へのレイプ事件がきっかけだった。女性たちの涙の訴えが沖縄県内外、海外のメディアを動かし、日米同盟に影響を及ぼすほどの県民運動につながったといえるだろう。

「平和な島を返して」

米兵による性暴力の問題に取り組んできた女性グループは、1995年9月に北京で開催された国連による世界女性会議のNGOフォーラムで、沖縄の実情を海外の女性たちに訴えるため、「沖縄における軍隊・その構造的暴力と女性」と題し、ワークショップを開催した⁽⁸⁾。その頃、沖縄本島内では米兵3人による少女へのレイプ事件が発生していた。帰国して空港で事情を知らされたメ

ンバーは、翌日、女性団体とともに緊急の記者会見に臨んだ⁽⁹⁾。事件発生からちょうど1週間経っていた。急ぐ必要があったのは、2年前に起こった米陸軍軍曹による未成年女性レイプ事件の対応への反省があったからだ。

加害軍曹は米軍施設内に拘留されて取り調べを受けていたが、民間航空機で本国に逃げ帰ってしまった。沖縄県議会は臨時議会を開き、米軍の管理体制のずさんさの糾弾、犯人逮捕にむけ内閣総理大臣・関係省庁、駐日米大使などへの直接行動を展開した。その後軍曹は連れ戻されたが、被害女性が訴えを取り下げたため、当時の強姦罪が親告罪ということもあり加害軍曹は沖縄では起訴されず、アメリカの軍事裁判所で降格、除隊の判決が下された。被害者の人権より、軍の規律を乱したことが問われた判決であった。この刑の軽さに女性グループは米軍や関係機関に抗議の意見書を送り続けたが、何よりも女性たちが心を痛めていたのは、被害女性に訴えを取り下げさせざるを得ないほど孤立させてしまったことだった⁽¹⁰⁾。

こうした経緯があって、95年に起こった少女の事件への女性たちの記者会見は、繰り返される米兵による事件への怒りと涙の訴えになった。地元新聞は事件から4日後に、2段抜き見出しに20行足らずの記事で報じていた⁽¹¹⁾。少女の事件ということもあって、掲載をめぐってはデスクと現場記者の間で賛否あったと聞く。女性たちの記者会見のあと、紙面は連日大見出しで、各界からの抗議の声で埋めつくされた。

10月21日、沖縄本島では8万5000人が結集し、米軍への抗議とともに米軍基地の整理縮小や日米地位協定の改定などの要求を掲げた県民大会が、超党派で行われた。宮古、八重山での集事も合わせると参加者は9万人に近かった。米兵による性犯罪に対するはじめての県民大会だった。登壇した女子高校生の「平和な島を返してください」という訴えや、当時の大田昌秀知事の「幼い子ども人間としての尊厳を守れなかったことについて、心の底からおわびしたい」との謝罪は多くの参加者の共感を呼び寄せた。

そして翌月、大田知事はかねてから要請されていた、那覇防衛施設局からの「駐留軍用地特措法

に係る代理署名」に対し、「県民に過重な負担を強いている米軍基地の現状と平和な沖縄を求める立場から」拒否したのである⁽¹²⁾。それに対して村山富市内閣総理大臣が原告となり、大田昌秀知事を被告に職務執行命令訴訟を福岡高等裁判所那覇支部に提起、判決は大田知事の敗訴となった。それを不服として大田知事は最高裁判所に上告したものの棄却されたが、長年、国に言われるままに行われてきた代理署名を拒否したことは、沖縄の自治権の行使そのものだったのではないか。

それまで運動団体から等閑視されてきた女性の人権の視点から沖縄の米軍基地問題が大きく問われるようになり、日米同盟を揺るがすほどに県民の怒りが炸裂するのである。それは、普天間基地の返還を名目に移設先とされた辺野古の新基地建設反対運動へと連なっていくことになる。

女性主体の平和運動

県民大会の直後、「強姦救援センター・沖縄 (Rape Emergency Intervention Counseling Center Okinawa = REICO)」が結成され、ボランティアによる性被害者の救援活動がスタートした⁽¹³⁾。それまで性被害者の支援にあたってきた高里鈴代氏や精神科医、弁護士らが、県民大会の会場で「ひとりで悩まないで……コール・レイコ」と書いたB6版の紙を配り、電話相談に応じる形での取り組みだった。多くのレイプ事件が繰り返されてきたにもかかわらず、当時は公的機関にも性被害相談の窓口は設けられていなかったのだ。

さらにその翌月、「REICO」設立の中心メンバーである高里氏らを中心に「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」(以下「女たちの会」という)が結成された。沖縄在住の女性たちが米軍基地と対峙し、主体的に平和運動をすすめるはじめての団体である。私も会員として名を連ねた。「女たちの会」がまず着手したのは、「軍隊を送り出しているアメリカ市民に、沖縄に駐留している軍隊が、どんな問題を引き起こしているか、50年前の米軍上陸直後から現在に至るまでどれほどの女性、子どもの人権侵害につながってきたかを、知って貰う必要がある」と、「女たちの『アメリカ・ピースキャラバン』」を結成し、渡米することだっ

た⁽¹⁴⁾。ところが、「女性・子どもの人権侵害」の一つである性犯罪についてのまとまった記録がないのだ。

代表の高里氏と私の二人で急きょ証言を集め、米軍の犯罪に関する事件をまとめた本などを参考に、時間の許す範囲で性暴力の記録にあたった。出発前日までに被害者数 50 人、加害者 85 人を拾い出し、「米兵による戦後沖縄の女性犯罪」と題した年表を作成、メンバーによって英訳が行われた。アメリカでは、平和、人権、女性、環境問題に取り組む 28 の草の根グループと NGO 組織に迎え入れられた。そして、上下院議員スタッフや国連関係者、研究者、学生などと交流し、2 週間のピース・キャラバンで沖縄の実情を訴えて意見交換を行った。

この出会いによってアメリカの研究者が中心になり、翌年（1997 年）、韓国、フィリピン、日本が参加した米軍基地や軍事主義に取り組む女性たちのネットワーク会議を沖縄で開催した。そして 2 年越しにワシントン DC、ソウル、マニラ、サンフランシスコで会議を行いながら、各国・地域の状況を報告し合い、軍隊による安全保障の問題をジェンダーの視点から議論し連帯を深めていった。また、2000 年以降は、プエルトリコ、ハワイ、グアムが加わり、「軍事主義を許さない国際女性ネットワーク会議」（International Women's Network Against Militarism）を組織、現在も持ち回りの会議を続けている。紙幅の都合で詳述できないのは残念だ。

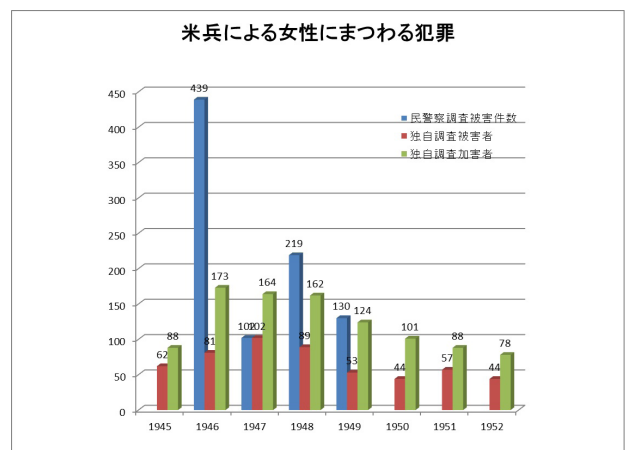
踏襲される不処罰イデオロギー

さて、「アメリカ・ピース・キャラバン」をきっかけに作成した性犯罪年表だったが、戦争体験者から「氷山の一角にもならない」と酷評される憂き目に遭う。戦時から米軍支配下を生き抜いた沖縄の人たちは、直接目撃したわけでもなく、集落内で話題になって箝口令がしかれたり、父親が外国人とわかる子どもの出産、あるいは自殺や墮胎、精神に障害をきたすなどの「二次被害」に遭った人たちを知っており、表面化しても記録されないケースが無数にあったからだ。

それからというもの、証言や地元の新聞、戦争

体験を記した個人の書籍、市町村史、沖縄県史、琉球政府・米軍関係資料などを丹念に調べ、不定期に年表を発行してきた。記録の対象にしたのは、強姦、強姦・殺人、未遂、わいせつ、それに女性救助で被害に遭った男性も含めた。そして 2023 年、「沖縄・米兵による女性への性犯罪 第 13 版（1945 年 4 月～2021 年 12 月）」がまとまった。77 年間の記録ができたのは、被害女性 948 人、救助にあたって死傷した男性 279 人の合計 1227 人だった（ただし、「大勢」という被害者数に対しては数値化するため「3 人」とカウントした）。その後も新たにわかった事件もあり、実数でないことをお断りしておきたい。

当初は警察による正式な統計はなく、沖縄民政府時代の民警察が出した統計（1946 年から 49 年）が存在する⁽¹⁵⁾。この資料は、相次ぐレイプ事件の対策として米兵相手の慰安施設を造ってほしいという、沖縄民政府知事から米軍政府陸軍中佐あてに送られた要請文書に添付されたもので、「女性問題を繞る外人に依る沖縄住民に対する犯罪」と題した統計で、4 年間で 1030 件（人数不明。1 件に複数人の場合もある）の事件数が記録されている⁽¹⁶⁾。グラフに例示しているように、私たちが調べた被害者数（独自調査）とは大きな差があり、いかに実態にほど遠いかわかるだろう。参考までに、**図表 1**にはわかる範囲で加害者数も入れている（「大勢」は同様に「3 人」で計算）（**図表 1**）。



基地・軍隊を許さない行動する女たちの会『沖縄・米兵による女性への性犯罪 第13版』より

琉球警察によって、はじめて正式な統計がとられた 1961（昭和 36）年から 1971（昭和 46）年までの強姦発生件数は 198 件（人数は不明）、復帰

後の沖縄県警は、72年から2023年まで52年間の「不同意性交等」の検挙件数として136件（強姦・殺人やレイプにまつわる傷害などは含まれない）を発表している⁽¹⁷⁾。これは発生件数ではない。沖縄県警は、外人事件の実数は発生件数と検挙件数を同一数字として公表するという警察庁の方針を採用したとする。未検挙の発生件数は公表しない。米軍関係をあまり刺激しないという配慮によるそうだ⁽¹⁸⁾。

ところで、私たちが作成した年表の処罰の欄は、「不明」が非常に多い。前述したように、米軍支配下では琉球警察に捜査権がないため、米軍準機関紙「Stars and Stripes」に掲載された米軍の軍法会議の結果が地元紙に載ってはじめて知らされる状況にあった。復帰後についても、処罰されたかどうかさえ不明な事件が多い。こうした米軍支配を有利にし、米兵による事件を野放しにする根拠となったのが、20年ほど前に明らかになった米兵犯罪に対する日本の第一次裁判権放棄の「密約」の存在だろう。

1953（昭和28）年10月28日の日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会において、日本側部会長が「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがない」と声明した議事録が公開された⁽¹⁹⁾。またこの声明を受けて、法務省が「重要と認められる事件のみ裁判権を行使する」と全国の地検に通達したという文書もあったようだ⁽²⁰⁾。公開された資料によると、「米兵犯罪の裁判権放棄率」として、1954（昭和29）年12月から58（昭和33）年11月までが96.3%、1970（昭和43）年12月から71年11月までが75.2%であることが紹介されており、イギリスにおける米兵犯罪の放棄率（それぞれ19%、9.1%）⁽²¹⁾と比較しても、アメリカを前に日本がいかに法治国家としての体をなしていなかったか明白である。

近年でも、在日米軍は特別扱いされ、公務外に起こした犯罪でも「不起訴」という形で放免されている実態が浮き彫りになった。「朝日新聞」（2008年10月25日）によれば、2001（平成13）年か

ら2008（平成20）年までの米軍人らの犯罪の不起訴率は83%にのぼり、また「琉球新報」（2017年12月11日）では、2007年から2016年の米軍起訴率は18%、強姦罪はわずか3%という数字が紹介されている。性犯罪に対する不処罰のイデオロギーが踏襲されているといっても過言ではないだろう。

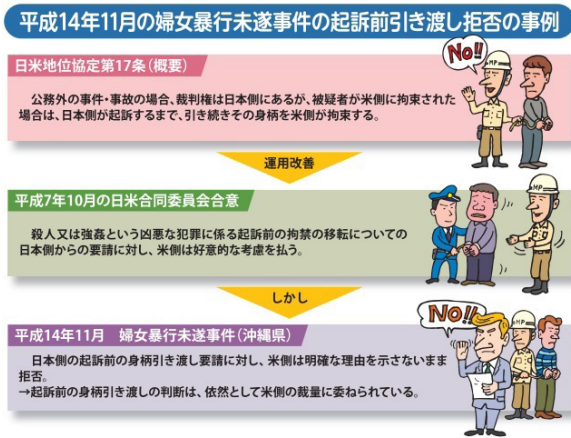
犯罪を助長する「日米地位協定」

さらに米軍による犯罪を助長しているもう一つの「国家犯罪」が、米軍に都合のよい内容で構成されている「日米地位協定」の容認である。沖縄にとってさまざまな弊害があるが、たとえば第17条（刑事裁判権）についていえば、米軍人・軍属による公務中の犯罪についてはアメリカに裁判権があり、日本側の裁判権は著しく制限されている。また公務外の犯罪にしても、被疑者が米軍基地の中に逃げ込んだ場合、日本警察は起訴するまでは拘束できない。そして前述した「不起訴」による放免となり、また加害軍曹が本国に逃げ帰る隙を与えてしまった。

1995年の米兵による少女への性暴力事件が起こった翌月、「刑事裁判手続きに関する日米合同委員会の合意」によって、凶悪な犯罪については、日本の要請に応じてアメリカ政府は「好意的に考慮する」と運用改善を約束した。ところがその事務手続きにはかなり問題があった。たとえば、2001（平成13）年6月、飲食店から帰宅途中の女性が駐車場で嘉手納基地所属の空軍軍曹にレイプされるという事件が起こったとき、沖縄県警は逮捕状の発付を受け、外務省を通して身柄の引き渡しをアメリカ政府に要請した。しかし、「立ち合い」の問題等で実際に犯人の身柄を拘束できたのは5日後のことだった。沖縄県が起訴前の被疑者の身柄引き渡しを求めても、「日米地位協定」によって阻まれたのである。また翌年の11月に起こった海兵隊少佐による強姦未遂事件では、事件からひと月後に逮捕状が発付されたが、沖縄県警からの身柄引き渡し要求に対してアメリカ政府は日米合同委員会の場で、引き渡しを拒否した。沖縄県は合同委員会の議事録を県民に公開すべきだと日本政府に要請したがそれも拒否された。こ

の事件は結果的に起訴後の逮捕となったが、その後の運用改善は反故にされアメリカに隷従する日本政府の体質はいまなお占領時と変わることがなく、事件・事故のたびに沖縄県民は日米両政府にふりまわされている格好だ。

〔起訴前引き渡し〕図



沖縄県『沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&A 令和5年版』より

2024年6月、前年12月に少女が嘉手納基地所属の米兵に拉致・レイプされたという事件が発覚した。外務省は報告義務があるにもかかわらず、沖縄県には報告しなかった。その後、23年に起こっ

た事件が4件あったことや、24年にも5月までに2件のレイプ事件があったことが明らかにされた。これらが、不起訴や罰金の略式命令などにとどまり、少女の事件の米兵は起訴後釈放されて係争中である。少女が出廷した公判では、ビデオリンク方式は採用されず、少女はコの字型の遮蔽板の中で7時間半にわたる証言を強いられた。弁護士、検察官、裁判官とも抵抗しなかった理由を少女に問い続けたという。110年ぶりに強姦罪が親告罪から強制性交等罪に、さらに不同意性交等罪に改正されたにもかかわらず、法曹界の男性たちの頭は110年間の法律で凝り固まったままだ。

1995年の米兵による少女への性暴力事件からまもなく30年、日米両政府を相手取りドラスティックに展開された沖縄県民の行動は、それこそ、人権・自治の回復を求め、自己決定権の発露となった県民運動だった。しかし、基地の拡張は続き、環境問題含め課題は山積する。県民が要求する人権・自治権は主権国家の下でしか確立できない。アメリカに付度し、軍備強化を進める日本政府を支えているのは日米同盟の容認者だ。沖縄県民の闘いはまだ止められそうにない。

(みやぎ はるみ)

〈註〉

- (1) うるま新報1948年2月6日など
- (2) 天願盛夫編『沖縄占領米軍犯罪事件帳』ぐしかわ文具店、1999年、16ページ
- (3) たとえば、優生保護法は成立したその日につぶされた
- (4) 琉球政府時代の公的機関はすべて「琉球」で呼称された
- (5) 琉球列島米国民政府布令第87号（1952年10月23日）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』月刊沖縄社、1983年、402ページより抜粋
- (6) 沖縄県警察史編さん委員会編『沖縄県警察史第三巻(昭和後編)』警察本部、2002年、91ページ
- (7) 米軍の準機関誌「Stars and Stripes」に掲載された軍法会議の内容を地元紙が報道するということがあった。
- (8) NGOフォーラム北京95沖縄実行委員会「第4回世界女性会議 NGO北京・沖縄うない報告書」1996年
- (9) 沖縄タイムス・琉球新報 1995年9月12日朝刊
- (10) 中心メンバーの高里鈴代氏より直接聞き取り
- (11) 琉球新報 1995年9月8日夕刊
- (12) 沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍基地 平成30年12月』2018年、162ページ。以下の関連記事も同書による
- (13) 『強姦救援センター・沖縄 (REICO) 16年の活動の歩み』強姦救援センター・沖縄、2012年、2ページ
- (14) 沖縄「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」『武器によらない国際関係—アメリカ・ピース・キャラバン報告集』1996年、1ページ
- (15) 「ダンスホールの設置について」（沖縄県公文

- 書館所蔵資料 琉球政府文書 R00000439B「沖縄民政府当時の軍指令及一般文書5-5 1949年」)
- (16) 強かん、強かん未遂、殺人、放火、傷害、住居侵入など15項目に分類されている
- (17) 1961年から1971年までの琉球警察の「強姦発生件数」のデータは、復帰問題研究会『復帰問題研究(1)』1968年、317ページ及び『沖縄県警察史 第3巻昭和初期』警察本部、2002年、419ページを使用し、1972年5月（日本復帰）以降の「強姦検挙件数」は、沖縄県警察本部『令和5年 犯罪統計書』2024年、75ページを使用した。ただし、72年1月から4月までの3件（1件は強姦・殺人）の事件は、いずれにも含まれていない。
- (18) 沖縄タイムス 1973年8月26日
- (19) しんぶん赤旗 2008年10月24日 (http://www.jcp.or.jp/akahata/aik07/2008-10-4/2008102401_02_0.html)
- (20) 新原昭治「一次資料から見る日米安保改定50年」琉球新報 2010年7月20日
- (21) しんぶん赤旗 前掲紙
- (22) 二例とも沖縄県知事公室基地対策課編『沖縄の米軍基地 平成30年12月』2018、72ページ。参考資料：琉球新報社・地位協定取材班『検証[地位協定]日米不平等の源流』高文研、2004年
- (23) 琉球新報 2024年8月24日